

消防団のあり方に関する提言書

平成20年 3月

長崎県における消防団あり方協議会

目 次

- 第1章 消防団の組織や運用のあり方について
 - 1-1 市町村合併に伴う消防団体制（組織）の見直しについて
 - 1-2 女性消防団員の入団促進について
 - 1-3 機能別消防団員制度、機能別分団制度の創設について
 - 1-4 勤務地消防団員制度について
 - 1-5 分団員の自宅待機当番制度について
 - 1-6 消防団員の定年制の延長について
 - 1-7 高齢化地域での団のあり方について
 - 1-8 被雇用者団員が多い団の活動について
 - 1-9 消防団活動について

- 第2章 消防団員の維持と確保策について
 - 2-1 消防団の活動のPRについて
 - 2-2 事業所の理解と協力体制の構築について
 - 2-3 消防団員を雇用する事業所の優遇制度の創設について
 - 2-4 都市部における消防団員の確保について
 - 2-5 高齢化地域での消防団員の確保について
 - 2-6 地域を越えた消防団員の確保について
 - 2-7 若年層が入団しやすい環境づくりについて
 - 2-8 消防団員優遇支援制度について

- 第3章 消防団と地域との連携のあり方について
 - 3-1 消防団員と自主防災組織との連携について
 - 3-2 消防団員と地域住民との連携について
 - 3-3 社会福祉施設などの避難訓練への関与について

- 第4章 その他消防団の活性化について
 - 4-1 消防団員の福利厚生について
 - 4-2 消防団員の報酬・手当について
 - 4-3 訓練、研修の充実について
 - 4-4 分団、団員の交流促進について
 - 4-5 若年層団員の意見の反映について
 - 4-6 消防団後援会の結成について
 - 4-7 資機材等の充実について
 - 4-8 常備消防との連携について

資料

長崎県における消防団あり方協議会設置要綱

はじめに

消防団は、地域密着性や要員動員、日頃からの訓練による即時対応力といった面で特にすぐれており、これまでも数多くの災害に出動し、常備消防とともに地域における消防防災の要となっています。また、国民保護法に基づく武力攻撃災害における火災防除や被災者の救急救助活動、住民の避難誘導などあらたな責務も発生しています。

しかしながら、全国的に消防団員が年々減少し、かつて200万人いた団員も今では90万人を割るなど地域防災力の低下が懸念されています。本県においても、昭和20年代は4万人を超える消防団員がいましたが、平成19年4月現在は約21千人と半減している状況にあり、ここ数年は、年平均250人程度で減少しています。

近年の大規模災害の事例における消防団の延べ出動人数をみますと、平成19年7月の新潟県中越沖地震では、新潟県・長野県内で12,300人、平成18年7月の梅雨前線による大雨被害では、長野県内で17,722人、鹿児島県内で7,280人と防災や救助活動などに従事した消防団員数は非常に多い状況にあり、一度災害が発生した場合は、消防団の力に依存しているといっても過言ではないと思われます。

本県においても、長崎大水害や雲仙普賢岳噴火災害など大規模な災害が発生しており、今後、地震も含め大規模災害の発生のおそれを否定することはできません。

このような状況下にあって、このまま消防団員が減少し、地域の防災力が減退することのないよう早急に対策を講じる必要があり、県においては、市町の消防団担当部局や財団法人長崎県消防協会で構成される「長崎県における消防団あり方協議会」を設置し、消防団員の確保と維持、消防団の活性化に向けた協議を重ね、今般、「消防団のあり方に関する提言書」として取りまとめました。

本提言書を踏まえて県や市町、財団法人長崎県消防協会において施策の展開を図り、県下消防団が発展されることを期待します。

平成20年3月

長崎県における消防団あり方協議会

会長 長崎県消防保安室長

第1章 消防団の組織や運用のあり方について

1-1 市町村合併に伴う消防団体制（組織）の見直しについて

○検討理由

市町村合併後数年経過していることから、新市町のもとでの新たな消防団体制を構築し、消防団活動の充実と活性化、団員の連携を図る。

1. 消防団組織の現状

本県は、市町村合併により、79市町村が、平成16年3月の対馬市、杵岐市の誕生をスタートに、現在13市10町となっている。消防団は消防組織法において、市町村単位で設置されているものであり、現在、23消防団、分団数782分団、団員数21,455人（平成19年4月1日現在、表1-1-1参照）となっている。各団の構成は、市町村合併前においては、基本的に本部、分団という組織で構成されていたが、市町村合併に伴い、本部（団長）、支団（あるいは、方面団、地区団など）、分団という組織体制になっているところが多い。

市町村合併に伴い、消防団の組織も見直されてきているところではあるが、従来、各市町によって組織体制が異なっていたことから、合併前の旧市町時代における体制を維持しつつ、新体制を構築しているのが現状である。

このような中、以下の市町にあっては、団組織について具体的に見直しを行っているところである。

（1）島原市

①目的

市町村合併後、一つの消防団として活動を行ってきたが、効率的で将来を見すえた消防団運営を行うため、団員定数、本部体制及び各階級の任期、女性消防団員の設置について検討する。

②取組内容

消防審議会において協議。5回程度審議会を開催し、平成20年11月までに答申を出す予定である。

※平成19年9月28日に第1回消防審議会を、同年12月17日に第2回審議会を開催。

（2）平戸市

①目的

平成17年10月の市町村合併時に消防団も統合されたが、役員等の構成について合併後3年を目途に調整するとされていたことから、平成19年10月2日、消防団役員会（分団長以上）において、組織等再編成検討委員会を設置した。

②取組内容

各地区（6地区）から分団長以上の者2名を委員に選出、また、下部組織として各地区の分団長以上の者から構成する小委員会も併せて組織し、役員（副団長以上）の構成、分団定数の見直し、分団間の統廃合について検討する。

③取組結果（中間答申）

5回の検討委員会を経て、平成20年2月7日、分団長以上の役員会において、11項

目の中間答申を行った。主な内容は副団長以上の定数を現在の14名から11名に削減し、平成20年4月1日から施行する。また、分団の再編成については、平成20年4月から再度、検討委員会を組織し具体的な協議に入り、同年10月末日で結審し、最終答申を行う予定である。

(3) 松浦市

①目的

松浦市・福島町・鷹島町の1市2町が合併したことに伴い、消防団についても1市2町にそれぞれ存在していた組織を新「松浦市消防団」として設置した。しかしながら、現体制は旧市町の消防団組織を引き継ぎながら統合したため、それぞれの分団における団員数や管轄世帯数及び管轄区域が統一されていない状況であった。

このため、本部組織や分団統合などの消防団再編整備を行い、組織の統一化を図ることとし、平成20年1月1日からスタートしている。

②取組内容

本部組織については、本部員定数を14名（団長1、総括副団長2、副団長4、本部分団長7）から10名（団長1、副団長2、本部分団長7）に見直した。

分団統合については、39分団から27分団へ統合するとともに、分団の名称を通し番号とした。（例：松浦市消防団福島第1分団→松浦市消防団第20分団）

(4) 対馬市

①目的

行政の効率化と歳出の徹底した見直しに全力で取り組み、財政健全化を推進することを目的に、平成18年2月1日に「対馬市消防団組織等改革推進委員会」を設置した。

※委員会厚生：消防団員16名、消防職員2名の委員計18名）

②取組内容

取組内容		現行	改正(案)	施行日等	
消防団の の定員 適正化	条例定員	2,100人	1,900人	18年10月1日	
	幹部 条例 定員	団長・副団長	29人	28人	19年4月1日
		指導員	9人	12人	指導員、地区分団長改正(案)は最終目標のため退却不補充
		地区分団長	12人	0人	
団員報酬の適 正化	団長	255,000円	210,000円	未実施	
	筆頭(副)	241,000	190,000		
	副団長	188,000	150,000		
	指導員	168,000	120,000		
	分団長	100,000	80,000		
	副分団長	47,000	40,000		
分団数の統廃合の促進		98個分団	96個分団	19年4月1日	

以上の他、消防団員の階級別定員の適正化、旧町消防団主要行事等の統一化などについて

て委員会で協議中である。

(5) 五島市

①目的

1市5町の合併により、消防団は96個分団の組織となり、また、消防団員が約200名不足するなど、行財政の健全化あるいは組織の効率化等の面から、総合的な見直しを行う。

②取組内容

平成17年10月19日に検討委員会を設置（委員会開催：5回）し、協議を踏まえて組織を再編成する。

新組織：団長（1名）、統括副団長（6名）、副団長（7名（旧福江市2名）、1本部30分団

※検討委員会構成員：消防団長、統括副団長（6名）、消防本部次長、消防署長計10名

(6) 雲仙市

①目的

7町の市町村合併を受けて消防団の組織を見直す。（副団長（支団長、副支団長）の増加による人員整理）

②取組内容

支団長会議において協議中であり、平成19年度中に決定する。

(7) 新上五島町

①目的

市町村合併に伴い、消防団体制を見直し、平成20年8月1日より新体制をスタートさせる。

なお、見直しにあたっては、組織委員会等は設置せず、消防団幹部会議で協議、方向性を打ち出している。

②取組内容

- ・合併後の定数の再設定（協議・運用開始済み）
- ・地区隊長制度、副団長数の見直し（協議済み）
- ・地区本部分団の体制見直し（協議済み）
- ・各分団の部長・班長数の統一（協議済み）
- ・分団再編成【分団統合】（協議中）

取り組んだ事例の効果としては、定数を地区毎（旧町）に割り振り、分団毎の定数を撤廃したことにより、これまで分団の定数枠が障害となり入団できない団員希望者、いわゆる「順番待ち団員」を即入団させることができるようにしている。

2. 消防団組織の課題

消防団は、発足以来、自らの地域は自ら守るという精神で、地域の実情にあった消防防災体制のあり方を考えつつ、現在の体制が構築されてきたものである。

しかしながら、市町村合併や人口減少、災害の多様化と大規模化、国民保護計画における消防団活動など活動を取り巻く環境は変化してきており、特に、市町村合併に伴い、一つの消防団が管轄する区域は広域化しているところである。

このような状況下において、市民（町民）は団の管轄区域内において、できるだけ等しく、団員の活動を享受できるような体制にする必要があるが、合併市町村間での団の組織体制（分団の配置基準など）、多様な行事の調整が十分でない現状も一部においてみられるところであり、このことは、団員の同一自治体内での居住地異動があった場合において混乱をまねく恐れがある。

さらに、人口減少や高齢化、消防団員の減少と被雇用団員の増加により分団そのものの維持が困難な地域も存在する中、福祉施設や高齢者への火災予防活動への要求、災害時の避難誘導など、消防団へ期待するものは拡大しており、これらの要求に対してどのように対応していくのか検討の時期にきている。

3. 消防団組織の見直しに関する提言

前述の課題を踏まえ、消防団の組織体制について次のことを提案する。

- (1) 市町村合併後の体制及び活動において不均衡がある場合はこれを解消するよう、行政及び消防団が協議し効率的な体制となるようにする。
- (2) 人口減少や団員の確保難により分団の体制が弱体化している場合は、分団の統廃合を推進するとともに、統廃合による消防力の減退を抑制するために、資機材の充実や小型動力ポンプ付積載車の追加配備など機動力の増強を図る。
- (3) 消防団活動において、予防業務など平常時活動については、ある程度計画的に実施できることから、これらの活動を専門に担う部門を設置するなど、団員の業務を分化し、団員の負担の軽減を図る。
- (4) 分団数あるいはその下部組織数が多い消防団にあって、現状の団員数が規定より少なくても、現体制で組織上運営が可能な場合は、これを消防団本部に返上し、女性消防団員へ割り当てるなど組織の見直しを図る。

1-2 女性消防団員の入団促進について

○検討理由

男女共同参画の推進や消防団の業務が火災予防など多岐にわたるようになり、女性消防団員の確保により活動を効果的に行う。また、団員の高齢化、団員数の不足解消策として検討が必要である

1. 女性消防団員の現状

女性消防団員については、国は、団員の1割以上を女性消防団員とする目標を掲げており（「消防団活動の充実強化について」平成15年3月18日付消防消第52号消防課長通知）、入団促進のため、以下のような内容をあらためて通知している（「消防団への女性の入団促進について」平成16年2月19日付消防消第38号消防課長通知）。

- ①市町村ごとに消防団員数の少なくとも1割の女性消防団員の確保を図ることを目標として入団促進に取り組むこと。
- ②女性消防団員を新たに採用するにあたっては、現消防団員の果たしている役割を考慮し、消防団を充実強化するため、条例定数の増加を図ることが望ましいこと。
- ③防火診断、火災予防広報、社会福祉施設等における防火啓発、自主防災組織の指導及び応急手当の指導活動等については、女性消防団員も積極的に活用すること。

④婦人防火クラブの活動が活発な地域であっても、果たすべき役割が違うことから女性の入団を推進すること。

消防団活動は、防火診断や住宅用火災警報器の普及などの広報活動等の火災予防、社会福祉施設における防火啓発や自主防災組織等に対する指導・連携など、平時から行う災害予防や啓発活動など活動範囲を拡大しており、女性消防団員がこのような活動に参画し、活動を担っている状況にある。また、災害時において、女性消防団員によるきめ細やかな対応が可能である。

本県における女性消防団員数は、平成19年4月現在で、13市町（消防団）の206人（表1-1-1参照）で、年々増加傾向にある。平成19年10月1日には、平戸市において新たに女性消防団員12名（定数18名）が誕生し、高齢者の防火指導、火災予防広報活動及び応急手当普及活動等に従事している。このような状況を踏まえ、女性消防団員を育成するため、以下のような取組が行われている。

①（財）長崎県消防協会では、女性消防団の活動を支援するために、毎年、女性消防団員研修会と交流会を開催し、女性消防団員相互のやる気を醸成している。

②（財）日本消防協会は、毎年、全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員のPRと団員の交流による活性化を図っており、県消防協会においても、派遣について支援している。

③近隣の消防団間において、女性消防団交流会を独自に開催し、情報交換はもとより、活動のさらなる活発化を目指しているところである。

④そのほか、佐世保市消防団にあっては、救命講習に主体的に取り組むことを目標に掲げ、応急手当指導員の認定を平成19年5月に15名の団員が取得し、活躍しているところである。

また、6名の団員を音楽隊にも所属させるなど、活動の場の拡大を図っている。

2. 女性消防団員に係る課題

女性消防団員を確保するためには、女性団員の役割を明確化するなどの環境整備を行うことや、男性消防団員で条例定数を充足している場合は、消防力整備指針における消防団員の必要数も踏まえ、条例定数の見直しを積極的に行うことも必要である。

また、女性消防団員を分団化するのか、現状の各分団員として位置づけるのかについては、前述の女性消防団員の役割を明確化した上で判断する必要がある。

女性の入団については、男性にくらべ、家庭内の理解と協力が不可欠との意見もでており、訓練や研修において子供連れでの参加もあっている。このような状況もふまえつつ対応していくことが必要である。

3. 女性消防団員に関する提言

県においては、長崎県男女共同参画基本計画において、男女共同参画社会の実現のため、男女で支える豊かな地域づくり（地域社会での男女共同参画の促進）のための具体的な施策の一つとして、防災における男女共同参画の推進の点から、女性消防団への加入を促進することとしている。

女性消防団員の確保のためには、以下のような施策の展開を進める必要があるが、報酬については、従事する業務の制約を行う場合は、基本団員より低額に設定することも可能である。また、大災害時において高齢者や障害者など災害弱者へ対応するため、女性消防団員にホームヘルパーの資格などを取得してもらうことも考えられる。

各市町にあっては、消防団に関する既存の審議会等を活用して、女性消防団員の確保に努めることとする。

- (1) 女性消防団員を確保できるよう条例改正を行う。
- (2) 分団の定数を見直し、女性消防団員枠を設ける。
- (3) 女性消防団員の活動環境（施設、組織等）を整備する。

※女性消防団員の活動内容について整理したうえで、女性消防団員を本部付けとするのか分団付けとするのかを定める必要がある。

- (4) 住民に女性消防団員を公募する。
- (5) 火災予防、普通救命講習業務を明確化する。
- (6) 他の女性消防団と積極的に交流する。
- (7) 女性消防団の活動をPRする。

4. 参考（女性消防団員活動の事例）

(1) 彦根市消防団（ヒコネサンフラワーズ）

目的：災害時の活動以外においても、個別訪問による防火指導や応急手当の普及活動、火災予防広報活動等、地域に密着した活動を幅広く行うため、市民に、より身近で新鮮な消防団になることを目的に、女性消防団員を採用。女性消防団員の採用は、きめ細かな広報活動と消防団の活性化をより一層図るとともに、女性の社会参加を促すものである。

設置：昭和63年5月（定員：30名）

活動：消防広報活動、火災予防啓発、災害現場での情報収集等、後方支援活動を主な任務としている。

①広報活動（街頭広報・巡回広報・現場広報）

春・秋の火災予防運動にあわせて、街頭でチラシ等を配り火災予防を呼びかけたり、啓発活動を行っている。また、災害現場においては、現場指揮本部の要員として災害情報の収集、現場広報等を行っている。

②研修・訓練

様々な災害に対応するために、初期消火訓練、救命講習、火災防御訓練等各種訓練を実施している。

(2) 新潟市消防団（ひまわり隊）

目的：消防団員の被雇用者化・高齢化が進む中、消防団組織を活性化し、市民の安心と安全を確保するため、各方面隊本部付として女性消防団員を採用。

設置：平成18年10月（隊員数：112名）

活動：①平常時

高齢者住宅や一般家庭を訪問しての住宅防火及び普通救命講習等の指導、各種訓練や式典等への参加などソフト面の活動を主業務としている。

②災害及び各種警戒事案等の発生時

方面隊本部での情報収集活動や後方支援活動を主業務としている。

(3) 松阪市消防団

松阪市においては、平成17年1月の1市4町（松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町）の合併により新松阪市消防団として発足した。旧市町には、女性消防団があったことから、旧市町方面団の分団として設置し、活動している。現在、松阪市消防団では、さくら分団（松阪方面団）、やまゆり分団（嬉野方面団）、なでしこ分団（三雲方面団）、ひまわり分団（飯南方面団）、はぜゆり分団（飯高方面団）の5分団が防火・防災活動等を行っている。

活動：①幼少年及び高齢者への防火指導

幼稚園等での防火指導や高齢者世帯を訪問し、防火指導を行う。

②地域住民・団員への応急手当指導

各自治会や各分団からの要請により、応急手当の指導を行う。

③消防広報の実施

火災予防週間や救急の日などに、関係団体と協力し、広報を実施する。

④消防団行事、訓練、研修への参加

各分団活動の支援を行うほか、全国の女性消防団員との研修・交流を通じ資質の向上を図っている。

(4) 福岡県立花町消防団（出典：消防団員確保資料集、平成18年10月、消防庁）

目的：女性消防団員で構成される予防広報部を本部直轄組織として設置。

活動：主な活動は、予防広報などの消防団活動

①平常時には、予防広報活動・応急手当講習等の訓練に参加

②平常時の火災等には原則的に出動しない。

③大規模災害への出動時には、後方支援活動を実施

処遇：①階級は団員

②本部直轄の部

③報酬は年額報酬で、基本団員より低額に設定

④費用弁償は基本団員と同額

⑤被服は制服・活動服を支給

⑥公務災害補償、退職報奨金は基本団員と同様の取扱い

(5) 青森県青森市消防団（青森消防団）

女性団員29名中12名がホームヘルパー3級の資格を有し、大災害時に、高齢者や障害者など災害弱者の対応に役立てることとしている。また、16名は応急手当普及員の資格を有している。

(6) 熊野市消防団

寝たきり老人や独居老人の健康で健やかな生活を支援するとともに、災害時に速やかな対応を図るため、市内に在住する80歳以上の独居老人を対象とした女性消防団員によるテレホンサービスを実施している（月2回）。

(7) 勢和村消防団

70歳以上の一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火啓発や「いざ」というときの災害対策などを指導するとともに、災害物品も配布している。これにより、女性消防団の必要性の理解を得ている。

(8) 鈴鹿市消防団

女性消防団員が住民を対象とした救急指導や火災予防運動中に一人暮らし老人宅の防火診断、また、幼年等子供を対象に人形劇を行い、火災予防の広報を実施している。

1-3 機能別消防団員制度、機能別分団制度の創設について

○検討理由

消防団の活動が人命救助など多岐にわたっており、より効率的な活動を推進する。

1. 機能別消防団員・分団の現状

すべての消防活動に従事する団員（基本団員）が年々減少し、また、団活動の拡大が進む中、団員の確保と団活動の効率化を目指して団活動業務を分化し、団員の能力等を活かして一定の活動のみに従事する機能別団員あるいは機能別分団が確保されつつあり、国においても、事業所等の特性を活かした機能別団員・分団制度による入団促進を図っている。

国においては、機能別団員、分団の例として、次のような例を示している。

- ・火災予防広報団員・分団（女性予防広報分団、音楽隊など）
- ・情報収集・避難誘導団員・分団（郵便局分団、大学生分団など）
- ・特殊救助団員・分団（重機等を有する業者等による分団）
- ・特殊消火団員・分団（放水（消火）ポンプ等を有する事業所の自衛消防隊等による分団）
- ・避難輸送団員・分団（OB消防職員・団員等による分団）
- ・水上消防団員・分団（船舶業者等による分団）
- ・林野火災対応団員・分団（林業業者等による分団）
- ・危機管理アドバイザー団員・分団（専門的知識・技術を有する分団）

愛媛県松山市消防団にあっては、郵政消防団員制度や大学生消防団員制度、事業所団員制度を設け、積極的に団員の確保と消防団力の維持拡充に努めているところである。この他、OB消防団員の活用も図られており、本県の波佐見町や対馬市においても次のような取り組みが行われているところである。

○波佐見町消防団

団員数：25名（19年4月現在）

活動：火災発生時における火先以外の活動
春秋の火災予防期間中の訓練に出動

手当：年間報酬 無、火災出動 2,600円（基本団員より100円増）
（火災出動以外の出動手当は無し）

○対馬市消防団

団員数：1名（女性消防団員OB）

活動：市民及び消防団員への救急法指導
消防団行事に伴う式典の補助活動

手当：年間報酬 基本団員と同額、出動手当は無

その他、松浦市においては、消防ポンプ車を有する自衛消防隊である福島ガス国家備蓄基地と協定を締結して、松浦市福島町内での火災発生時の協力体制を敷いている。

2. 機能別消防団員・分団の課題

機能別消防団員あるいは機能別分団の設置については、該当する団員の活動範囲や報酬等について整理しておく必要があり、市町から次のような疑問があっている。

- ・OB 団員は条例定数内か定数外か。
- ・消防賞しゅつ金では、消防団員となっており、「等」とはなっていないがどう判断するのか。

- ・私病休等の補償。
- ・地方交付税の算定基準に入っているのか。
- ・緊急車両の運転において問題ないか。
- ・費用弁償、報酬、退職報償において基本団員と差を設けてよいのか。

このような点について、国の機能別団員及びの基本的な考え方は、次のとおりである。

①機能別団員

対象：地域住民及び勤務者

役割・活動：各消防団で特定の役割・活動を設定

身分等：消防団員（基本団員と同様、本部の部や分団に所属）

階級：消防団で決定（階級固定、昇任制限も可能）

被服：消防団で活動内容によって決定

要件：担当活動・役割に対する最低限の知識・技術

処遇：報酬；年額報酬を基本団員より低額に設定可能、日額報酬とすることも可能

出動手当；基本団員と同額を支給

公務災害；基本団員と同じ

退職報償金；基本団員と同じ

②機能別分団

対象：地域住民及び勤務者

役割・活動：各消防団で特定の役割・活動の分団を設定

身分等：消防団員（機能別分団に所属）

管轄区域：消防団管轄区域全体（制限も可能）

階級：消防団で決定（階級固定、昇任制限も可能）

被服：消防団で活動内容によって決定

要件：担当活動・役割に対する最低限の知識・技術

処遇：報酬；年額報酬を基本団員より低額に設定可能、日額報酬とすることも可能

出動手当；基本団員と同額を支給

公務災害；基本団員と同じ

退職報償金；基本団員と同じ

3. 機能別団員・分団に関する提言

基本団員が減少し、被雇用者団員が増加する中、常時活動可能な基本団員の業務が過重となり、さらなる団員の減少に拍車をかけないようにすることを考えなければならない。

たとえば、昼間の消防団員が確保できないような地域にあっては、松山市消防団のように、自動車販売店の従業員が事業所団員として登録され、火災発生時など勤務時間帯に出動することが可能となり、昼間団員の確保策となっているところもある。

このような事例や本県におけるOB団員の活用事例などを踏まえ、各消防団の消防力や、地域の状況を十分検討した上で機能別団員・分団の制度を設けることも検討すべきである。

この場合、チェーン店の形態を成す企業に理解が得られた場合は、人事異動にともなって団員が異動した場合でも、異動先あるいは、引き続き次の異動者においても団員としての活動が期待できる。

なお、機能別団員を設けなくても、団員が職業能力として持っている特殊技術を事前に把握し

ておき、災害時に有効に活用できる体制を構築しておくことも重要である。

県においては、土木関係の団体と災害派遣協定を締結しており、災害時には、県と締結した団体に所属する重機等を有する事業者の協力を得て、消防団員が人命救助を行うこともある。

また、市町にあっても同様な協定を結んでいることもあるので、日頃からこのような団体との連携を確保していくことが望ましいと思われる。

4. 参考（機能別団員・分団の事例）

（1）福岡県立花町消防団（消防団OBの活用）

①任用要件

消防吏員・団員の経験者

年齢要件は基本団員と同じ

②活動内容等

主たる活動は災害防御活動とする。

- ・平常時には、自主防災組織の指導等に参加
- ・平常時の火災等の災害活動については、管轄区域のみ出動
- ・平常時の訓練等は原則的に参加しない。
- ・大規模災害への出動時の活動については、基本団員に準じる。

③処遇等

- ・階級は団員
- ・各分団に所属
- ・報酬は年額報酬で、基本団員より低額に設定
- ・出勤手当等の費用弁償は基本団員と同額
- ・被服は活動服のみ新たに支給
- ・公務災害補償、退職報奨金は基本団員と同様の取扱い

（2）長野県岡谷市消防団（消防団OBの活用）

消防団員の減少に伴い、災害体制の維持などのため消防団OBを活用しているが、分団によって団員の充足状況や活動状況が異なるため、OB団員の活動内容については、分団の判断において実施している。なお、OB団員も消防団員の条例定数内であり、報酬も同額である。

（3）松阪市消防団（出典：「消防防災第20号」、東京法令出版）

○消防支援隊の創設

①設置目的

消防団組織が充実されても、大規模災害発生時大規模災害時に初動体制がとれるか否か、また、その時にキーマンであるリーダーが活動できるかであり、各地区でリーダーが活動できなければ烏合の衆となる。大規模災害時は、すべての消防団幹部が活動できるとは限らず、逆に、被災者となりリーダー不在の地区が多くなることも予想される。そこで、リーダーの確保が必要である。

②対象者：消防団OB及び消防職員OB

③隊員数：106名（元消防団幹部82名、元消防職員24名）

④業務：元消防団幹部・・・居住する地域で、消防団幹部が被災したときは、その幹部に代わってその地区での消防団の指揮をとる。

元消防職員・・・大規模災害発生時、災害現場へ1人でも多くの消防職員を出動させなければならないため、その時、消防署、分署の留守番役として活動する（情報収集、消防応援隊の案内）。

(4) 愛媛県松山市消防団（事業所団員）（出典：消防防災、2007、19号）

①目的：団員のサラリーマン化が著しく、それらの団員が日中に不在であるため、日中の消防団活動に空洞化が生じている地域分団への対策として、機能別団員を配置。

②協力事業所：ネットトヨタ瀬戸内

③所属：味酒分団（味酒分団長の指揮下で活動）

④団員数：10名（車両整備部門担当者）

⑤役割：○災害時の活動

- ・通常災害：日中の就業時間内に味酒分団が出動する災害に臨場し消防団活動を行う。
- ・大規模災害：生産ラインや営業活動がストップする大規模災害が発生した場合には出動し、消防団活動を行う。

○平常時の活動

- ・実技訓練：味酒分団が実施する消防ポンプ車の放水、中継等の運用及び資機材の取扱トレーニングを随時実施。
- ・行事・研修：消防団員として必要な知識・技術の研修及び、市が主催する総合防災訓練、出初め式等の行事に参加。

※出動指示は、災害対策本部または消防局

(5) 愛媛県松山市消防団（郵政消防団員）（出典：消防防災、2007、19号）

①目的：南海地震発生時に、松山西郵便局が管轄する海岸域で震度6弱の揺れが想定されているため。

②設置日：平成17年4月

③所属：消防団本部警防部付け

④対象郵便局：松山西郵便局（職員約200名）

⑤団員数：32名（18年12月現在）

⑥役割：災害情報、被災情報、住民情報などを、松山市災害対策本部または警戒本部へ情報提供。また、住民の生命、身体に切迫した危険が及ぶものに対して、避難情報の提供、避難誘導の支援、負傷者の救出、応急救護などの措置を行う。

※松山市は、郵政消防団員の発足を機会に、条例における消防団への入団資格について、居住地団員に限定していたものを、勤務地団員も可能とする条例改正をした。

(6) 愛媛県松山市消防団（学生消防団員）（出典：消防防災、2007、19号）

①目的：大規模災害発生時に、避難所対応を初期の段階から強化するとともに、最前線での基本団員の活動を充実。

②設置日：平成18年4月

③所属：消防団本部警防部付け

④団員数：75人（18年12月現在）

⑤役割：避難所での活動を主とし、次の5チームを編成。

- ・避難所の状況などを災害対策本部等に伝達する「情報連絡チーム」

- ・ 備蓄物資や各地から搬入される救援物資の整理及び管理を担当する「物資管理チーム」
- ・ 備蓄物資や救援物資の配布を担当する「物資配布チーム」
- ・ 外国人への多言語通訳を担当する「通訳チーム」
- ・ 負傷者への応急手当等を担当する「応急救護チーム」

1-4 勤務地消防団員制度について

○検討理由

消防団員のサラリーマン化に伴い昼間団員が減少している状況下にあるため、勤務地団員制度を設ける。

1. 勤務地団員の現状

本県においては、被雇用消防団員の全消防団員に占める割合が64.8%（平成19年4月1日現在）を占めており、昼間に居住地で活動できる団員の不足が懸念される場所である。（団員の就業形態別状況は表1-1-1を参照）

このような中、本県内において、条例で「当該消防団の管轄区域に勤務する者」（以下、「勤務地団員」という。）を認めている市町は、17市町ある。

現在、6市町68名が勤務地団員として活動している（平成19年4月1日現在）。

※勤務地団員の状況

諫早市	12名	平戸市	1名	松浦市	34名	南島原市	1名
長与町	1名	東彼杵町	19名				

このように、条例で勤務地団員を認めているものの実際には、団員として任命している自治体数及び団員数も非常に少ない状況にある。

2. 勤務地団員を設置する場合の課題

勤務地団員について、各市町にアンケートを実施したところ、問題点等以下のような意見が出ている。

- ・ 夜間、休日の対応ができない。
- ・ 地元団員とのチームワークがとれず、事故につながるおそれがある。
- ・ 地元団員との交流の場がなく、入団しにくい。
- ・ 地域への愛着がない。
- ・ 勤務先の理解が得られない。
- ・ 対象者の把握が困難。
- ・ 勧誘しても入団してもらえない。

多くの市町が勤務地団員を認めているものの、上記のような理由により、実際には居住者団員の確保が中心となっている状況にある。

以上のようなことを踏まえ、勤務地団員制度を創設する場合、次のような項目について検討する必要がある。

- ・ 活動時間（団員が勤務する事業所の就業時間内とするのが妥当と思われる）
- ・ 活動区域（活動区域について、分団区域までとするか、それよりも広げるか）

- ・活動内容（火災のみか、他の災害まで含めるか）
- ・同じ市町内に勤務している場合、居住地団員とするか勤務地団員とするか
- ・団員の報酬はどうするか（基本団員より低額にすることは可能か）
- ・居住地団員との連携訓練のあり方（訓練は勤務時間内かあるいは時間外（休日を含む）か）
- ・勤務地団員のみで一つの隊を設けるか、あるいは居住地団員との合同隊とするか
- ・事業所に対する理解と協力をどのようにして確保するか。

3. 勤務地団員制度に関する提言

現在、団（分団）は、その地域に居住している者で構成されているが、団員がサラリーマン化する中で、昼間は、居住地内の地域にいないことが多い。

このような場合、居住者でかつ昼間も活動できる団員（基本団員）として団員を募集するのではなく、その地域にある、一つもしくは複数の事業所の協力を得て、勤務地において昼間のみ活動できる団員を積極的に募集することも考えるべきである。

また、転勤のある従業員であっても、消防団員として入団していただき、当該人が転勤した場合は、後任者が団員として活動していただけるよう事業者の協力を求め、基本的に団員数の枠の変動少なくすることに努める。特に、公務員の入団を進めることが必要である。

幸いにも、本県の市町の多くは、「勤務地団員」を条例で認めており、前述の課題を整理しつつ検討すべきである。

活動範囲や体制など前述した課題はあるが、昼間の災害発生時の迅速な対応を図る上でも検討すべきであり、前述した松山市消防団の事業所団員は、本制度ともいえる。

1-5 分団員の自宅待機当番制度について

○検討理由

消防団員の行動束縛の解除。

1. 団員の自宅待機の現状

消防団員は、自主的な意志に基づくボランティアではあるが、常に携帯電話等を携帯し、24時間待機中と言えなくもなく、災害に対応するために、ある面、行動の制約を自ら課している団員がいることも考えられる。

また、団員は、日頃の分団活動の他に、緊急時には、個人の予定を犠牲にしなければならない場合もある。

2. 自宅待機当番制の課題

分団員の構成員数により、1団員あたりの年間の自宅待機回数の不均衡が起きる可能性がある。また、団員の拘束において、現在、柔軟な対応をしている団（たとえば、緊急時の場合は、当人の生活に支障がない者のみ活動する）にあっては、当番制にすることによって、当日は完全に拘束することから、逆に、精神的なストレスを団員にかけることも考えられる。

なお、拘束日は手当の支給対象になることも考えられる。

3. 自宅待機当番制度について

本制度については、課題のところで記述したように整理すべき事項があり、実施する場合は、

各消防団において、団員と十分協議して進めるべきである。いつ発生するかわからない災害に対して、常時対応するという精神的なストレスを現団員が受けているようであるなら、本制度は効果があると思われる。

実施方法としては、各分団を3～4のグループに分け、当番制にすることが考えられるが、実施にあたっては、試行を行い、メリット、デメリット、団員の意見を十分に検討して導入すべきである。

1-6 消防団員の定年制の延長について

○検討理由

消防団員の確保の点から、団員の定年を延長する。

1. 消防団員の年齢構成、定年制の現状

県下の消防団員の平均年齢は37.3歳（平成19年4月現在）で、毎年わずかながら上昇（上昇率 0.1歳/年）している。団員の年齢構成については、表1-6-1のとおりであり、平均年齢が最も高いのは、佐世保市の42.0歳、最も低いのは雲仙市の32.7歳と自治体間で約10歳の開きがある。

消防団員の資格としての年齢制限は各市町の条例において定められており、下限については全市町で18歳以上としている。一方、上限については、表1-6-2のとおり、5町が年齢制限を設けているが、団長など一定の役職については除外規定を設けている。なお、団員数維持のために年齢制限を超えた団員を運用上認めているところもある。

表1-6-2 条例により団員の年齢制限（上限）を定めている自治体

市町名	年齢制限	備考
時津町	45歳	条例定数に対する消防団員充足率 98.8%
長与町	55歳	// 99.7%
波佐見町	45歳（補助団員は55歳）	// 93.6%
江迎町	45歳	// 88.5%

なお、以下の市においては、条例では定年について規定していないものの、要綱等により、団長、副団長など階級によって定年制を設けている。

表1-6-3 要綱等により階級別に定年制を設けている自治体（単位：歳）

市町名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	備考
長崎市※1	70	70	65	65	60	60	60	20年度より部長以下の定年を65歳とする予定
佐世保市	70	70	65	65	65	65	60	
平戸市	70	70	65	65	65	65	60	

※1. 財団法人長崎県消防協会の会長又は、副会長の職にあるものについては、上記規定は適用し

ないことができるものとする。

平成18年度における団員の退団理由について調査（表1-6-4参照）したところ、退団者の約60%が定年によって退団、約37%が自己都合による退団となっている。

自己都合による退団のうち、仕事上によるものが35.3%、転勤や転居が31.8%、家庭の事情が18.2%となっている。

2. 消防団員の定年制についての課題

新規団員の確保が困難になってきており、条例では年齢の上限を規定しているものの、実態として、上限を超えた団員が存在している事実もあり、条例の見直しが必要なところもある。

一方、市町によっては、定年制を設けるべきという意見もあっている。その理由は、団長・地区隊長・副団長の幹部の中には団歴50年以上、年齢70歳以上の団員が多数在籍することにより、分団長との年齢の差が拡大し、団に対する考え方の開きが生じる恐れがあることである。

その他、団員の定年制については市町から次のような意見あっている。

- ・新入団員の確保が難しい分団では、欠員がでる恐れがある。
- ・年齢制限を引き上げれば団員の確保は容易にはなるが、高齢団員が増えることで消防活動に支障がないように各組織で役割分担を明確にする必要がある。

3. 団員の定年制の延長に関する提言

新規団員の確保難から団員が不足している状況にあって団員の定年制を定めている市町は、その改正について検討すべきであり、特に、条例で定める団員数に対する充足率が低い市町にあっては早急に検討することを提言する。

なお、この場合、団員間の年齢差が拡大することから、団の運営については、十分協議して意思の疎通を図る必要がある。

1-7 高齢化地域での消防団のあり方について

○検討理由

高齢化地域では、消防団員の確保が困難であるため、消防団のあり方を見直す。

1. 高齢化地域における消防団の状況

高齢化地域にあっては、団員自体の高齢化が進むとともに、団員の確保そのものが困難になっており、団員減少に伴い、分団としての存続があやぶまれる状況にあると推察される。

2. 高齢化地域における消防団活動の課題

高齢化地域における団員が少ない場合、一度、災害が発生した場合に、初期活動の遅れが危惧されるところである。

3. 高齢化地域での消防団のあり方に関する提言

地震など突発的な災害にあっては、予防も無理であろうが、人為的なものあるいは、台風のように災害の危険性が事前にわかる場合は予防活動が重要になると考えられる。

従って、これら高齢化地域に対しては、団の活動も災害発生の前防止の活動に力を注いでいくことが重要である。活動の事例としては火災発生防止のための予防広報活動（たとえば、住宅火災警報器の設置促進、高齢者宅の訪問による火災予防の注意喚起など）、災害時の避難誘導訓

練などが考えられる。

1-8 被雇用消防団員が多い消防団の活動について

○検討理由

被雇用消防団員が増加する中、平日、昼間の災害時等の出勤率や訓練への参加率の低下する恐れがある。

1. 被雇用消防団員の現状

本県においては、被雇用消防団員の全消防団員に占める割合が64.5%（平成19年4月1日現在）を占めており、昼間に居住地で活動できる団員の不足が懸念される場所である。（団員の就業形態別状況は表1-1-1を参照）

2. 被雇用消防団員が多い分団の課題

被雇用団員が多い分団にあっては、平日や昼間の災害時等の出勤や訓練への参加率が低下し、消防団としての消防力や団員間の連携の低下が懸念される。

3. 被雇用消防団員が多い分団に関する提言

被雇用者団員が多い団にあっては次のようなことを提案する。

- （1）平日の昼間に管轄区域で火災等が発生した場合、地元の消防団員が何人出勤可能か分団ごとに把握し、場合によっては、近隣分団の応援体制を整えておく。
- （2）分団の統合を進め、平日、昼間に出勤できる団員数を確保しておく。この場合、団員の出勤を迅速化するため、消防車両の増強を図ることも必要である。
- （3）分団の管轄区域内に事業所がある場合は、事業所の理解を求め、その事業所の職員を団員（勤務地団員）として協力していただくよう要請する。
- （4）上記（3）のように団員としての協力が困難な場合は、緊急時において、職員派遣についての協力体制（協定書または覚え書き）を構築する。この場合、事業者の協力を得て、必要な訓練は行っておく。

1-9 消防団活動について

○検討理由

消防団活動は多岐にわたっており、特に若年層の団員確保の点から負担の軽減を図る。一方、消防団活動の充実強化のために検討が必要である。

1. 消防団活動の現状

消防団の活動は、火災、風水害、救助活動、特別警戒、演習訓練など多岐にわたっている。基本団員は、これらすべての活動に従事している状況にあり、平成18年中の活動状況は表1-9-1のとおりである。

1団員、1年あたりの出勤回数は、平成18年において7.9回、うち、訓練は2.8回、また、出勤が多いのは、演習・訓練、次に火災の順になっているが、地域によって、出勤状況は異なると思われる。

このような活動において、負傷者数は、27名に留まっており、これは、普段からの訓練において養われた技術が効を奏しているものと推察される。

2. 消防団活動における課題

消防団の活動は災害時のみならず、災害に対する予防や啓発活動など多岐にわたっており、地域防災の中核として重要な役割を担っている。火災や風水害への対応や救助活動等を行うためには日頃からの訓練や施設の要請による火災訓練への参加など必要であるものの、その活動において次のような課題が生じている。

○福祉施設の増加に伴い避難訓練への参加要請も増えており、平日、昼間の出動が多くなっている。

○管轄外に勤務する団員が増えており、平日の昼間における火災等の出動する団員が限られてきている。

○被雇用者団員が増加する中団員の勤務や休日の実態が多様であり、また、時間的に制限を受けている団員も増えており、出初め式をはじめ訓練などの慣例行事への参加率が低下している。

○平日昼間における有事の際の出動人員不足、消防力の低下が懸念される。

○消防用機械・器具の老朽化

その他、消防団活動の多さから活動の軽減を望む声もあっている。消防団としては、まずは、基本団員の確保を目指しており、幹部になるには、いろんな分野での十分な活動経験を要するものと思われ、どのような活動を軽減するかは十分な検討が必要である。

消防団活動は、災害時は別として、訓練など平常時の場合が多く、団員になれる対象者からみると、そのこと自体にインパクトがあって、なかなか、入団に至らないようであれば、何らかの対応が必要であるが、団員の勧誘にあたっては、団員の出動状況などデータを分団単位であるいは地区単位で整理し、そのデータをもとに具体的な数字をみせながら、団活動を説明することが適当と思われる。

3. 消防団活動に関する提言

消防団活動の充実強化のためには、まずは、団員の確保が最優先と考える。被雇用者団員が増加する中、すべての団員がすべての活動に参加することは困難であり、そのような中であっても、有事の際の活動において団員の技術力の向上と維持や団員間の連携を保つためには、団員の訓練活動などへの参加頻度は一定確保する必要がある。そのため、次のことを提言する。

- (1) 各団員が活動に従事できる曜日や時間帯を把握・整理しておき、一定の参加頻度が保たれるよう、分団の年間活動計画作成時や有事の活動などにおいて活用する。
- (2) 災害時には分団が一つの単位となるため、日頃から分団内での連携確保が重要と思われるが、団員の都合により所属分団の訓練・研修に参加できない場合は、他の分団の活動への参加も検討し、団員の消防技術力の向上と維持を図る。
- (3) 被雇用者団員が増加する中、経済事情から消防団活動に対する小規模事業所の十分な協力体制を得ることは難しいため、従来年間行事計画の見直しと団員が一定の頻度で参加できる定期的な訓練計画により団員個々の能力向上を図る。
- (4) 女性消防団による高齢者の防火指導、火災予防広報活動及び応急手当普及活動等。
- (5) 消防団装備・資機材の更新と充実による団員の活動環境を整え、士気の高揚や結束力の強化を図る。

(6)市町村合併後、旧市町体制が堅持されている消防団にあっては、分団や団員の交流と連携、団員の消防力向上、団活動の効率化を図るため、合同による訓練や活動を推進する。

また、すべての消防団活動に参加しなければならないということで、入団者が少ないようであるなら、機能別団員のような枠組みの中で、業務の軽減を図ることを進め、人員の確保を目指していく。

また、機械器具点検や年末警戒活動など活動の内容によっては交代制をとることにより団員の負担を軽減することもできる。

第2章 消防団員の維持と確保策について

2-1 消防団の活動のPRについて

○検討理由

消防団員を確保するため、消防団活動の地域への浸透とイメージアップなど、消防団をPRする。

1. 消防団活動のPRの現状

消防団の活動については、市町の広報誌やホームページ、県消防協会のホームページで紹介しているところであり、また、国においても、積極的に消防団のPRを行っている状況にある。

このほか、消防団員が市町や学校主催の運動会、駅伝大会、ソフトボール大会、まつりなど各種行事に参加して消防団のPRを図っている。

2. 消防団への入団理由

平成18年度における消防団への入団理由について調査（表2-1-1参照）したところ、94.4%が消防団員からの勧誘、3.9%が親類や家族等からの勧めとなっている。消防団への入団は、直接的な勧誘によるものであり、今後の広報の有り様を検討しなければならない。

3. 消防団活動のPRに関する提言

消防団については、今後とも次のような方法によりPRと勧誘を実施していく。

- ・ 広報誌やホームページによる紹介
- ・ 成人式等の若者が集まる場を活用したPR（事例：二十歳の献血キャンペーン）
→「魅せる消防団」
- ・ 団員による戸別訪問
- ・ 自治会等への消防団活動の説明と協力依頼
- ・ マスコミを活用したPR（スポット放送）
- ・ 地域と連携した入団のPR
- ・ 団員募集のポスター掲示を事業所に依頼
- ・ 戸別訪問による募集
- ・ 地域の会合、レクリエーション大会、学校行事等でのPR
- ・ 消防団主催の消防フェスティバルの開催
- ・ 消防団員応援標語の募集
- ・ 消防団を身近な存在にしていいため、通常の活動に加えそれぞれの地域に合った消防団の活動を検討する。
- ・ 訓練（特に礼式訓練、操法訓練）を観衆の前で披露し、地域住民や事業所等に消防団の存在と責任等が理解されるようにする。

なお、前述の消防団の退団理由の調査結果（表1-6-4参照）をみると、転勤・転居によるものが178人（全退団者の11.7%）あり、このような退団者に対して、引き続き消防団に所属していただくよう転勤先や転居先での入団を要請すること、あるいは、退団者の了承を得て、転勤先や転居先の自治体（消防団）へその情報を提供していくことである。

2-2 事業所の理解と協力体制の構築について

○検討理由

被雇用者消防団員が増加する中、団員確保のためには事業所の社会的責任の認識による理解と協力が必要である。

1. 消防団に対する事業所の理解の状況

消防庁が事業者向けに平成17年5～6月に実施した調査で、以下のような結果が報告されている。

消防団への協力に対して、「協力している16.9%」「今後協力したい13.6%」「協力する方法を検討したい44.5%」と協力に理解を示している事業者は全体の75%を示しているものの、従業員が居住地で入団することについては、「支障がない20.2%」「業務に支障のない範囲での活動54.6%」「勤務時間内に活動しない保証14.2%」という状況で、条件付きが約7割となっている。

入団した従業員の勤務時間中の出勤については、「支障がない13.2%」「出勤する災害を打ち合わせできめられるなら可能20.1%」「大規模災害のみであれば可能22.2%」となっており、多くの事業所が条件付きで出勤可能としている。

一方、従業員の勤務地での入団については、「支障がない9.5%」「業務に支障のない範囲での活動51.7%」「勤務時間内に活動しない保証15.9%」という状況で、条件付きが約8割となっている。入団した従業員の勤務時間中の出勤については、「支障がない12.9%」「出勤する災害を打ち合わせできめられるなら可能22.8%」「大規模災害のみであれば可能20.0%」となっており、多くの事業所が条件付きで出勤可能としている。

入団を認める際の要望としては、「要望はない18.1%」「大規模災害を除き勤務時間中に出勤しないこと29.8%」「出勤する災害、訓練等を事前に打ち合わせること29.5%」など「災害出場関係」の要望が7割を超え、勤務中の活動について関心が高く、一定の条件を満たせば協力できると考えられる。

なお、助成金の交付や減税措置などの財政的援助の要望については14.4%と高くなく、むしろ、消防団へ協力していることのPR、資格取得の特例措置などの事業所メリットが52%であった。

(※以上出典：消防防災、2005、第14号)

事業者への理解と協力については、各市町で取り組んでいるところであるが、活動に対して、理解は示すものの、業務への支障がない範囲での活動を希望する事業者もあり、前述の国の調査結果と同様な状況にあるものと考えられる。

市町にあっては、団活動に協力する事業者を表彰する制度を設けているところもあり、県においても、平成18年度から知事表彰制度を設け、これまで8事業者を表彰したところである。

国においては、消防団活動に協力的な事業者を登録する制度（消防団協力事業所表示制度）を設け、これを広く国民に知らしめることにより、協力事業者の拡大を図っており、市町にあっては、同表示制度に関する要綱を制定し、普及させることが望ましい。

なお、同表示制度の県内における制定状況は次のとおりである。（平成19年7月現在）

要綱等制定済：佐世保市、壱岐市

要綱等制定作業中：対馬市、波佐見町

2. 事業所の協力に係る課題

国の調査でもみられるように、被雇用者の消防団活動については、全面的に認める事業者の割合は小さく、業務に支障がないなど一定の条件を課す事業者の割合が多いのが実情であり、このような事業者に対していかにして理解を求め、協力を得ていくかである。

3. 事業所の協力に関する提言

被雇用団員の実態として、次の2つが考えられる。

①勤務地が居住地内の消防団管轄区域内にある。

②勤務地が居住地外の消防団管轄区域内にある。

①の場合は、事業所の地元への社会的貢献というスタンスで、消防団活動への理解を得ていくことができると思うが、②の場合は、事業所の理解が①の場合よりも得られにくいことが考えられる。従って、まずは、①の視点で事業所への理解を求めていくことが妥当と思われる。

事業所においては、団員のすべての活動に協力していただくことが一番ありがたいことだが、会社経営からみた場合、なかなか難しいところがある。この場合、少なくとも、緊急時の出勤だけは了承がえられるようにし、他の活動については、日頃から行う団活動を一覧表にし、段階的協力基準のようなものを作成し、各事業所の協力の度合いに応じた覚え書きのようなものをかわしていくことを進めていく。

その他、事業所への理解を求める手法として、以下のことを実施していく。

- ・国が進める消防団協力事業所表示制度の普及
※市町や（財）長崎県消防協会のホームページでの表示事業所の紹介し、消防団に協力するという事業所としての意識の確立と維持。
- ・商工会議所、商工会等への消防団活動のPR。
- ・事業所への個別訪問により理解を求める。
- ・団員が勤務する事業所を整理し、理解を求める。
- ・事業所表彰制度を設け、顕彰していく。
- ・事業所からの団員推薦制度の創設。

2-3 消防団員を雇用する事業所の優遇制度の創設について

○検討理由

被雇用者消防団員の増加と団員の勤務時間中の消防団活動が年々難しくなっていることから、事業所が地域防災に支援できる環境を整備すべきである。

1. 消防団活動に係る事業所の優遇制度の現状

県内においては、消防団活動に特化した、事業所の優遇制度はないが、全国的にみると、たとえば、薩摩川内市は、消防団員の減少に歯止めをかけるとともに、団員が消防団活動に参加しやすい環境を整備するため、2006年度から、消防団員を雇用している企業を市の公共工事の指名競争入札で優遇する制度を導入している。同市は、指名競争入札で指名する事業者について、

工事実績や技能士の数、業績などを点数化し、格付けを行っているが、この格付けの評価対象に、ボランティア活動を加え、消防団員を雇用している事業所は、団員1人あたり2点、最大で40点を加算している（2006～2007年度）。なお、このような制度は、宮崎県の日向市も2007年度から導入している。

また、県レベルにおいては、長野県が、2007年度から、中小法人や個人事業者を対象に2年間の期間限定で、事業税の減税（税額の2分の1（減税限度額10万円））措置を行っている。

2. 優遇制度の課題

優遇制度については前述したような事例があるが、いずれも恒久的な制度とはなっていないこと、また、優遇措置が特定の業種であることから、事業所全体を見た場合のメリットになっていない面がある。制度を設けるには、特定の業種にかたよらないこと、また、恒久的なものを考えていく必要があるが、税制面で考えた場合は収税確保の点から恒久的な制度となりにくいところがある。

しかしながら、短期的な優遇制度であっても消防団活動への理解がえられ、制度が廃止された以降も協力が得られる可能性はある。

3. 優遇制度に関する提言

「2-2 事業所の理解と協力体制の構築について」で記述したように、国が実施した事業者に対するアンケート調査では、助成金の交付や減税措置などの財政的援助の要望については14.4%と高くなく、むしろ、消防団へ協力していることのPR、資格取得の特例措置などの事業所メリットが52%となっている。

このことを踏まえつつ、事業所の優遇制度のあり方について検討していく。

2-4 都市部における消防団員の確保について

○検討理由

都市部における新入団員の確保が難しい。

1. 都市部における消防団員の現状

消防団員の平均年齢が年々上昇（上昇率：0.1歳/年）しており、都市部に限らず、団員の確保は難しくなっているものと思われる。

都市部においては、新しい住民が増加し、地元意識の希薄が懸念されるうえに、現在の団員は被雇用者が多く、勤務先が居住地より離れていれば、平日の緊急時の出勤もなかなかできないものと推測される。これに対処するために、常備消防での対処の重要性が増加しているものと考えられる。

2. 都市部における消防団員の勧誘に関する提言

都市部においては、地域性として次の2つの形態が考えられる。

①居住者に地域外への勤務者が多い団地形態

②居住者が少なく事業所が多い形態

団員の確保において、①の場合にあっては、勤務先が居住区に近い住民に的を絞って、自治会などをおして募集をかけていく。また、②の場合にあっては、市町の多くが条例で認めている

勤務地団員について、組織や出動内容、出動時間、訓練など、体制を構築したうえで、事業所の理解と協力を得ながら団員の確保を図っていく。

2-5 高齢化地域での団員確保について

○検討理由

高齢化地域での団員確保は困難であり、高齢化地域における団のあり方を検討したうえで、募集の方法を検討する必要がある。

1. 高齢化地域における団員確保の課題

高齢化する地域にあっては、入団可能な住民が減少してきており、団員の確保ができない。このことから、このような地域における団の運営、団活動を検討する必要がある。

2. 高齢化地域における団のあり方への提言

高齢化地域にあっては団員の確保も困難なことから、団員が確保できる地域の分団等の統合を行うことも一つの対応策と考える。その地域に団員がいない場合は、地域の方を消防団（分団）との連絡員あるいは補助員として確保し、緊急時の場合あるいは平常時における災害防除について、地域との連携体制をとっておくべきである。また、軽四輪の小型動力ポンプ付積載車などの導入により機動力で人的な面を補うことも必要である。

なお、連携体制については、たとえば、分団による訓練を団員が確保できない地域で開催し、連携のあり様を確認することなどが考えられる。

2-6 地域を越えた団員の確保について

○検討理由

居住地での団員確保が困難な場合は地域を越えて団員の確保が必要である。

1. 居住地域を越えた団員の現状

消防団への入団において区域規定を定めているのは、長崎市及び対馬市がありその条件は次のとおりである。

○長崎市：「長崎市消防団員任免取扱要綱」

- ① 団本部 市消防団管轄区域
- ② 地区本部 地区本部管轄区域
- ③ 分団 ア 当該分団管轄区域
 イ 当該分団の管轄区域で自営業を営む者（親族を含む）
 ウ 当該分団の管轄区域と隣接する分団の管轄区域

○対馬市

分団長は、管轄町内に居住する者。

これらの理由としては、長崎市においては、地の利を活かした迅速な出動と対応、地元への貢献と強固なチームワークによる活動を上げている。また、対馬市においては、個々の分団員に対

する指揮監督を徹底させるためとしている。

このような規定はないものの、分団ごとの入団募集や管轄区域の在住者への勧誘などにより現状は管轄区域内となっている市町は、島原市、壱岐市、雲仙市、江迎町、佐々町であるが、入団後転居した場合は、管轄外も認めるなど柔軟な対応を実施しているところもある。（表2-6-1参照）

なお、長崎市においては、平成20年度より上記要件を撤廃し、長崎市消防団の管轄区域内であれば入団を認めることとしている。

2. 地域を越えた団員の課題

3分の2以上の市町が入団の条件で分団区域規定を設けてはいないが、管轄区域外の入団について分団の統制や迅速な出動を懸念しているのも事実である。

3. 地域を越えた団員の確保に関する提言

消防団員が条例定数を大きく下回っていても、末端の分団あるいは分団以下の単位からみると数人程度という状況下で、団員不足が大きく影響しないことも考えられる。しかしながら、分団によっては、その数人の確保も分団区域内では困難な場合もあると思われるので、例規等の見直しを含め、他の分団地区で入団していない（その分団の人数が確保されているところ）人の入団を進めいくべきである。

2-7 若年層が入団しやすい環境づくりについて

○検討理由

消防団としての伝統等をまもることの重要性はあるが、その反面、その伝統等を敬遠する若年層もいるため、若年層が入団しやすい環境について検討する必要がある。

1. 若年層消防団員の現状

若年層といった場合に何歳から何歳までをいうのか規定はないが、厚生労働省や総務省の統計調査では15歳から34歳としていることから、本件においては、各市町が入団資格を認めている18歳以上34歳以下までを若年層として定義すると、団員数（平成19年4月1日現在）は以下のとおりで、全体の42.7%を占めている。

表2-7-1 若年層の年代別団員数

年 齢	団員数（人）	全団員数に対する割合（%）
18歳～20歳	153	0.7
21歳～22歳	484	2.3
23歳～24歳	847	3.9
25歳～26歳	1,133	5.3
27歳～28歳	1,429	6.7
29歳～30歳	1,589	7.4
31歳～32歳	1,768	8.2
33歳～34歳	1,759	8.2
計	9,162	42.7

2. 若年層の団員確保における課題

前述の若年層の割合が現在の消防団の運営上問題があるかは明らかではないが、地域の過疎化や少子高齢化、自営業者の減少、サラリーマン世帯の増加から、今後、若年層の消防団員の確保が困難となっていくことは予想されるところである。さらに、若年層の地域貢献意識の低下や組織に属することの煩わしさ、消防上必要な訓練が休日に実施されることも入団の確保難に拍車をかけているものと思われる。

消防団の歴史からみると、消防団としての伝統等をまもることの重要性はあるが、その反面、その伝統等を敬遠する若年層もいるということであるが、このような若年層に対して、いかにして、消防団の伝統を理解してもらい、かつ、消防団が地域を守っていることの重要性を理解してもらうかといことである。さらに、入団の対象者である本人だけではなく、家族の理解も得られるよう啓発を行っていかなければならない。

また、若年層の消防団活動の不参加は、消防資機材の使用を含め地域の防災力の低下を招く恐れもある。

3. 若年層の団員確保に関する提言

災害対応力の点から若年層の入団は必要であり、若年層の入団の阻害要因について、地元の団体などをとおしてアンケート調査を実施し、対策を講じていくこととする。また、分団長が若い団員と話し合いながら「自分たちで分団の活性化を図り、希望の持てる分団」を目指して団員の確保に努めていく。

2-8 消防団員優遇支援制度について

○検討理由

消防団員であることにおいて特典を付与することにより団員の確保を図る。

1. 消防特典付与の現状

本県においては、消防団員であることをもって特典を付与している市町はない。資格については、一定の条件を満たす消防団員が丙種危険物取扱者試験及び乙種消防設備士試験を受験する場合、試験科目の一部を免除することが関係法令により次のように規定されている。

○丙種危険物取扱者試験における試験科目の免除

根拠：危険物の規制に関する規則第55条第7項

条件：①消防団員として5年以上勤務

②消防学校が消防団員に対して行う教育訓練のうち基礎教育（消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）第3条第3項に定める基礎教育）又は専科教育（同基準第3条第4項に定める専科教育）の警防科を修了した者

免除科目：燃焼及び消火に関する基礎知識

○乙種消防設備士試験における試験科目の免除

根拠：消防法施行規則第33条の11第6項

条件：①消防団員として5年以上勤務

②消防学校が消防団員に対して行う教育訓練のうち専科教育（消防学校の教育訓練

の基準（平成15年消防庁告示第3号）第3条第4項に定める専科教育）の機関科を修了した者

免除科目：機械又は電気に関する基礎的知識及び実技試験

さらに、防火管理者としての資格についても関係法令により次のように規定されている。

○甲種及び乙種防火管理者としての資格

根拠：消防法施行規則第2条第7号

条件：消防団員で3年以上管理的又は監督的な職にあった者（班長以上）

2. 特典付与の課題

資格の付与あるいは資格取得時の試験の一部免除については、前述のとおり国において関係法令において認められているところであるが、民間施設の利用時の特典については、事業者の理解と協力を得なければならない。

3. 特典付与に関する提言

資格等についてはその内容を検討し、関係法令による拡充を、国に対して要望していく。公営施設や民間施設の利用時の特典については、他県の事例などを参考に市町、関係団体に対して協力を求めていく。

なお、市町のアンケートにおいては、次のような特典付与の提案があっている。

- ・施設の利用割引（公営温泉施設、体育施設など）
- ・地元開催のイベント等へのチケット斡旋
- ・資格取得
- ・県内宿泊施設の割引
- ・団員購入のガソリン代の割引（危険物安全協会との連携）

4. 特典付与の事例

（1）佐賀県東与賀町

消防団員支援優遇協定を締結した施設に対して、消防団員証を提示することにより割引される制度がある。協力している施設は以下のとおりである。

- ①日本観光旅館連盟佐賀連絡会（県内18のホテル・旅館）
- ②さが健康らんど
- ③祐有徳温泉、伊万里温泉、吉野ヶ里温泉、吉野ヶ里温泉ホテル
- ④映画館（イオンシネマ大和）
- ⑤市比野温泉旅館組合（鹿児島県薩摩川内市12のホテル・旅館）
- ⑥嬉野温泉センター

（2）愛知県高浜市

- ①防火管理者としての資格付与
- ②ボート免許取得の補助
- ③サン・ビレッジ、マシンスタジオの利用券の配布
- ④家族慰安会への招待

（3）鈴鹿市

- ①危険物試験乙種第4類の資格取得支援のため一般講習と団専用の事前講習を実施。

（4）長野県豊岡村

消防団員の家族の労をねぎらうとともに団員の確保を図るため、消防団員の同居家族に、

村内の商店で買い物ができる商品券「消防団らん券」を配布。(平成19年度実施)

使用登録店舗数：30店舗

配布金額：家族数4人以下、3千円。

家族数5人以上、1人増えるごとに千円上乘せ。

消防団員数：176人

(5) 新潟県見附市

平成11年2月、「見附市消防団員優遇支援制度」を創設。

①協定書締結事業所

9事業所：ゴルフ練習場2、ボウリング場1、飲食店6

②優遇支援の内容

ア 施設利用の割引

ゴルフ練習場(施設利用券500円割引等)

ボウリング場(ゲーム代50円、靴代100円割引)

イ 飲食に掛かった経費の割引

飲食店(飲食代金の1割引)

③優遇支援の対象者

消防団員とその同伴者

④利用方法

消防団員証を事業所に提示。確認を受けた後に利用可。

(6) (財) 鹿児島県消防協会

平成12年4月、「消防団員支援優遇制度実施要領」を規定。

①優遇支援協力事業所業種

ホテル、旅館、ゴルフ場

②優遇支援の内容

宿泊、食事、施設利用の割引(割引率については施設により異なる)

③優遇支援の対象者

消防団員とその家族(同居の親族)

④利用方法

事前予約と消防団員証の提示

第3章 消防団と地域との連携のあり方について

3-1 消防団員と自主防災組織との連携について

○検討理由

地域防災体制の充実強化に大きな期待が寄せられている中、住民に密着した消防団活動が重要であり、そのためには、自主防災組織と消防団の関係（地域防災リーダーとしての消防団員の関わり方など）について明確にする必要がある。

1. 自主防災組織の現状

自主防災組織は、自治会の中の一部として設立され、活動を実施している団体が多いが、代表者を高齢の自治会長が兼務している場合も少なくなく、中には、活動が足踏み状態のところもあると思われる。

県においては、災害が発生した場合の共助の体制として、自主防災組織率の向上を目指しているところであるが、平成19年10月現在の組織率は、38.5%と低迷している状況にある。各市町の自主防災組織率は表3-1-1のとおりである。

消防団においては、このような自主防災組織との合同訓練（消火器や消火栓などを使用した消火訓練）を実施しているところもあり、日頃から、連携体制の構築に努めている。

2. 自主防災組織と消防団の連携における課題

地域防災体制の充実強化に大きな期待が寄せられている中、住民に密着した消防団活動が重要となっている。一方、消防団員がいない地域を中心に自主防災組織が結成されているところもあるが、消防団組織との位置づけや連携が明確でない状況にある。

3. 自主防災組織と消防団の連携に関する提言

消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方については、平成12年3月に国において設置された「消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方に関する検討委員会」から報告書が出ており、その概要（抜粋）は次のとおりである。

（1）連携の必要性

地震により引き起こされる災害や風水害等は同時多発的に発生し、その災害事象が長時間に及ぶ可能性が高く、常備消防の消防力のみによっては災害に対処しきれない事態が生じることも考えられ、消防団や自主防災組織等、地域の防災組織が連携した災害対応が必要である。

地域によっては、常備消防の展開密度が低く、かつ、消防団においても、いわゆるサラリーマン団員の増加や農山漁村等地域の実情により、消防団員の絶対数が不足するところも見受けられる。

（2）消防団に期待される役割

地域に根ざした消防機関として存在する消防団が、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等と連携し、かつ、住民に対する防災指導を通じ、地域の防災力を高めていくうえでの、中心的な役割を果たすことが求められている。

（3）連携への取組

①自主防災組織の活動

平常時：消火訓練、応急手当講習会等の開催、夜回り等の特別警戒、危険箇所の点検、高齢者宅への防火訪問

災害時：初期消火活動、住民の避難誘導、救出・救助活動、給食・給水、情報の収集・伝達

②消防団との連携

平常時：訓練への参加・指導、OBが役員として就任、訓練計画の立案、講習会等を共同して開催、出初め式等消防団の行事に参加

災害時：随時連携して活動、地域防災計画に基づき出動

(4) 消防団と地域の自主防災組織との連携のあり方

消防団は、自主防災組織に対して、災害時における協力機関として及び平常時におけるアドバイザーとして2つの立場を有する。

①自主防災組織における活動に関し、その低迷の大きな要員として、組織を運営していくうえでのリーダーの不在が上げられるが、このような中、同じく地域住民からなる消防団が、消火技術や救助技術等を指導していくアドバイザーとして、自主防災組織の活動力の向上に貢献していく。

②消防団と自主防災組織は、災害時における役割分担を明確にした協力体制を構築していく。

以上のような報告がなされているところであり、各市町においては、自主防災組織と消防団の関係（地域防災リーダーとしての消防団員の関わり方など）について地域の状況を踏まえたガイドラインを作成しておくべきである。

なお、災害時に備えた消防団と自主防災組織の事前の有り様としては次のようなことが考えられる。

①消防団員と自主防災組織との合同訓練を実施することにより、自主防災組織の統率力と技術力の向上を目指すとともに、防災に対しての協力体制を作っておく。

②地域によっては、昼間に消防団員が不在となる場所があり、火災等が発生した場合の初動体制等について事前に協議しておく。

③消防・防災の知識がある消防団員が組織の代表者となれば、必然的に消防・防災の知識の普及も促進され、消防団に対する理解と協力が得られ易い。

4. 自主防災組織支援の事例

(1) 三重県津市消防団

自主防災組織との連携を確保するため、「消防団員のための自主防災組織訓練マニュアル」を作成し、消防団員が計画的に自主防災組織の指導を実施している。このことにより、消防団と自主防災組織との連携が密になり、自主防災組織と消防団との災害時の役割分担について、積極的に意見交換する地域もでてくる。

3-2 消防団員と地域住民との連携について

○検討理由

自主防災組織が結成されていない地域もあり、災害時における地域住民との連携を確保しておく必要がある。

1. 地域の団体の状況

(1) 婦人防火クラブ（平成19年4月現在）

県下の婦人防火クラブは、17市町733クラブ、会員数89178名である。婦人防火クラブの活動は、消火活動、災害時の炊き出しや救護等、予防の啓蒙などがあるが、地域やクラブにより、すべての活動を対象としているものもあれば、予防活動のみを実施しているものもある。最近では、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、設置の啓発に取り組んでいる。

(2) 少年消防クラブ（平成19年4月現在）

県下の少年消防クラブは、15市町114クラブ、会員数4,437名である。

(3) 幼年消防クラブ（平成19年4月現在）

県下の幼年消防クラブは、16市町421クラブ、会員数27,064名である。

(4) 災害ボランティア

県下の特定非営利活動法人の中で、活動分野として「災害救援活動」を掲げている団体は17団体（長崎市；7、佐世保市；2、五島市；1、島原市；2、南島原市；3、長与町；1、時津町；1）ある。

2. 消防団員と地域住民との連携の現状

消防団と地域との連携した活動については表3-2-1のとおりである。地元や団体、事業所との共催や依頼により、多くの市町において、初期消火訓練（消火器や消火栓の扱い方を含む）、避難訓練などを実施し、地域の防災力向上に努めているところである。また、花火大会など地域開催の各種行事において、警戒の任務に従事するなど地域の安全確保にも努めている。

3. 消防団員と地域住民との連携における課題

高齢化の進捗や宅地開発による新規居住者の増加など地域の状況も変わりつつあるうえ、住民の防災や消防団に対する意識にも較差があることから、各分団がおかれた状況は大きく異なっており、住民との連携のあり方もすべて同じ方法で実施できるのか懸念されるところである。各市町においては、消防団と地域住民との合同訓練などをとおして連携を深めているところであるが、その実施において次のような課題があがっている。

○古くからある町内会では地域との関わり合いが比較的密に継続して行われているが、新興住宅地にあっては、自治会ですら地元消防団の活動内容や分団の所在地を認識していない。

○消防団員の中には、地元自治会の役員等になっている者も多数おり、比較的地元住民との連携はうまくいっているところもあるものの、自治会で構成される自主防災組織の訓練への参加など検討の余地がある課題も多数ある。

○初期消火、団員の確保等地域住民との連携は常日頃から重要であるが、消防団活動への地域住民の理解不足が常に指摘されている。消防団の名称は幅広く知られているが、活動そのものを常備消防や自主防災組織と混同するなど正確に理解されていないケースがある。

○福祉施設との連携など今後の訓練内容等の検討が必要である。

○防災活動を伴うような自主的な地域防災という理解が浸透していないため、消防団と合同訓練を行う地域は少なく、また、資機材の整備も進んでいないため連携が図れない。

○消防団と地域との交流不足等により、消防団員が有する地域防災の知識が地域住民と共有できていない。

○社会情勢の変化に伴いサラリーマン団員の急増、出漁等により昼間はほとんどの地域で消防団

員不在となり、昼間に火災等が発生した場合には近隣町までサイレンの吹鳴を実施し消防団員に周知徹底を図っている。一秒を争う建物火災等の場合の初期消火(訓練)等が実施可能な組織(婦人防火クラブ、漁協婦人部、老人クラブ等)作りが急務である。

4. 消防団員と地域住民との連携に関する提言

消防団員と地域の連携については、災害時に備え各市町とも連携の必要性は痛感しているところであるが、地域の実情が異なっており、連携の手法についても多様と思われることから、ここでは、各市町の主な意見を提言として述べる。

○新興住宅地からも積極的に消防団への入団勧誘を行い、もしくは分団員を自治会推薦で一定数出してもらい、分団員を通じてその自治会等と関わり合いを持つことで、地域住民に理解と協力を求めながら連携を深めていく。

○消防団員が積極的に地元行事に参加したり、消防団の活動状況や地元団員の紹介などPRをとおして地域住民の理解と協力関係を図る。

○消防団活動について常日頃から地域住民に理解してもらうことが大事であり、たとえば、操法・放水などの訓練、出初め式などの行事の見学等各種行事への参加等の機会を設けていく。

○消防団員のためのわかりやすい公務災害、安全管理の事例紹介、住民への指導のためのマニュアルを作成し、消防団員の活動を支援する。

○地域住民を対象に、初期消火訓練(消火器、消火栓の取扱い)を実施し、連携を構築していく。

○自主防災組織づくりや組織への指導、訓練を日頃から行うことで連携を深め、住民から頼れる消防団として信頼を得ていく。

○高齢化社会を踏まえ、独居老人等の避難誘導対策を重点的に実施し連携強化を図る。

○消防活動等に興味をもつ幼少時に消防活動を体験させることにより、保護者の消防団に対する理解を深め、将来的な団員数の増加につなげる。

地元住民や団体、事業所との共催や依頼による合同訓練は、災害時における減災や自助、共助の点から重要であり、引き続き実施すべきである。実施にあたっては、各消防団において、地域全体の防災力向上の視点から、訓練対象や訓練内容の年次計画をたてて実施すべきと考える。

5. 消防団と地域住民との連携の事例

(1) 松阪市消防団(出典:「消防防災第20号」、東京法令出版)

○消防支援員制度

①設置目的

在住外国人が増加していることにより、災害時における在住外国人に対する安全確保を図る。

②対象者: 在住外国人

③隊員の現状: フィリピン人団体のリーダー15名(※他の外国人団体へも拡大を図っている)

④業務: 火災発生時において、その地域に在住する外国人の安否情報の収集、消防職員への通訳

3-3 社会福祉施設などの避難訓練への関与について

○検討理由

近年、グループホームなどの福祉施設が多く建設され、その避難訓練に地元消防団が参加する機会が増加している。

1. 社会福祉施設の現状

消防法施行令別表第1の(6)のロに規定される防火対象物としての老人福祉施設等は、県内に1,564施設(平成18年3月31日現在)ある。また、県内のグループホームは、平成18年12月現在332事業所(休止を除く。)ある。

平成18年1月に発生した大村市のグループホーム火災を受けて、国においては、消防法施行令や消防法施行規則の一部改正を行い、自動火災報知設備の設置、消防機関へ通報する火災報知設備の設置、防火管理者の選任などについて規制を強化したところである。

2. 社会福祉施設と消防団の防災訓練の状況

グループホーム火災をうけ、福祉施設における消火訓練や避難訓練の実施において、消防団の協力と指導が求められている。県内消防団と社会福祉施設との消火訓練や避難訓練は、8市町において実施されている。(表3-2-1参照)

3. 社会福祉施設などの防災訓練に関する提言

社会福祉施設などにおける火災発生時においては、第一義的には職員による初期消火、避難誘導である。このためには、日頃からの訓練が重要であり、そのためには、知識のある消防団員の協力のもと適切な指導が必要である。このことから、消防団にあっては、常備消防とも協議しながら管轄内の社会福祉施設に対して年次計画を定めて、消火・避難訓練を行い、災害時に備えておくことが重要である。

なお、大村市においては、平成18年1月に発生したグループホーム火災を受けて、福祉施設の防災の点から、同施設の従業員の消防団への入団を進めているので、このような事例も参考としながら福祉施設との連携を強めていく方法もある。

第4章 その他消防団の活性化について

4-1 消防団員の福利厚生について

○検討理由

消防団員は、災害または訓練出動で身体的・精神的に疲れることが多く、健康管理など福利厚生のさらなる充実が必要である。

1. 消防団員の福利厚生の現状

(1) 健康診断について（表4-1-1参照）

消防団員の健康診断を市町で実施しているのは、長崎市と諫早市である。ただし、2市とも健診資格について年齢条件を付している。

長崎市：年齢40歳以上。

諫早市：自営業又は職場での健康診断がないもの。

健康診断を実施していない場合の団員の健康管理については、多くの市町が、市町が実施する住民健康診断や勤務先での健康診断を活用している状況にある。

(2) その他の福利厚生について（表4-1-1参照）

福利厚生事業については、長崎市など5市町が独自に実施しており、その内容は以下のとおりである。

①長崎市

- ・ 保険に加入し、見舞金及び弔慰金を支給
- ・ ソフトボール大会及びポンプ操法大会への助成
- ・ 香典、供花
- ・ 退職団員への記念品贈呈
- ・ 医師証明書代への助成

②佐世保市

- ・ 団員より会費を徴収し、団員の入院、家族の死亡、自宅災害時の見舞金を支給

③諫早市（諫早市消防団互助会を組織）

- ・ 弔慰金及び見舞金、祝い金の支給

④松浦市（消防団互助会を組織）

- ・ 入院見舞金、結婚祝い、香典、還暦祝いの支給

⑤五島市

- ・ 団員より会費を徴収し、団員の入院、家族の死亡、自宅災害時の見舞金を支給

⑥川棚町（互助会を組織）

- ・ 団員や家族への弔慰金を支給
- ・ 傷病見舞金の給付
- ・ 退職顕彰金を支給
- ・ イベント参加に対する助成

⑦波佐見町（互助会を組織）

- ・ 団員や家族への弔慰金を支給
- ⑧新上五島町（消防団員互助会を組織）
- ・ 各種慶弔金を支給

2. 消防団員の福利厚生課題

各市町とも消防団員の健康管理の把握は非常に重要なことと認識しているものの、消防団員のみを対象とした健康診断の実施は、市町の財政面や受診者の多さ、個人情報の問題等多くの課題があり、住民健康診断や勤務先での健康診断に基づいた個々人各自の健康状態の把握による自己管理にならざるを得なく、未受診者へのフォローができていない状況にある。中には、健康診断の機会はあるものの受診しない団員も見受けられる。仮に健康上問題がある場合は、団の上司への報告、団事務局への連絡体制を設けているところもある。

3. 消防団員の福利厚生に関する提言

消防団員の健康管理については、団員全員を対象とした健康診断は市町の財政面から厳しい状況にあり、市町が実施する住民健康診断や団員の勤務先で実施される健康診断を利用して全団員が受診するように努める。

また、いくつかの市町で実施されている見舞金支給などの互助会制度については、団員の理解と意見を聴取しつつ充実、実施していくものとする。市町から今後検討すべき事業として、健康づくりセミナーへの参加による健康管理、家族慰安旅行、研修経費への助成が上げられており、消防団員の意見を踏まえて、互助会の給付制度の見直しも検討すべきである。

さらに、消防団員が、悲惨な災害現場に遭遇することから、団活動後の団員のメンタルヘルスの有り様についても検討すべきである。

なお、団員の福利厚生事業として次のような提言が市町からあっている。

○団員本人は当然ながら家族や周囲に対しても優遇処置がなされることが望ましく、健康管理に関しては、希望する団員またはその扶養家族を対象にした健康診断の一部助成などを検討する。

○消防団員は家族の協力と理解が不可欠であることから、家族を含めた互助制度の確立が必要である。

○治療にあたっての（財）日本消防協会の消防団員福祉共済事業制度の活用。

4. 消防団員の福利厚生の事例

(1) 松阪市消防団（出典：「消防防災第20号」、東京法令出版）

①団員の安全管理への取組

○安全運転

自動車学校での運転適正検査、消防車両を使用する際の緊急運転診断などの安全運転研修

○公務災害防止

安全管理セミナーの開催

○健康診断

「松阪市消防団員健康管理規定」を制定。

自営業の団員：尿検査、胸部X線検査、視力・聴力検査等を公費で実施

被雇用者：所属の会社で実施。検査結果を消防団で把握。

(2) 小松市消防団

団員の家族に対する慰労金の支給

4-2 消防団員の報酬・手当について

○検討理由

報酬等の県内における格差是正が必要である。

1. 消防団員の報酬等の現状

消防団員の報酬等については、各市町の条例で定められており、平成19年4月1日現在、報酬額は表4-2-1、出勤手当は、表4-2-2のとおりである。なお、報酬の県平均額等は以下のとおりである。

階級	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）
団長	135,730	288,000	77,000
副団長	102,175	240,000	57,000
分団長	75,728	224,000	40,000
副分団長	45,800	81,000	25,200
部長	34,213	62,000	22,000
班長	31,524	47,000	17,000
団員	29,865	43,000	15,000

2. 報酬等に関する提言

消防団員の報酬費については、国の普通交付税で措置されており、平成19年度の単価は、以下のとおりであり、少なくとも各市町にあっては、交付税の単価額は保障すべきである。

階級	報償費（円）
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,000円

4-3 訓練、研修の充実について

○検討理由

消防団員の資質向上のため訓練や研修の充実が必要である。

1. 消防団の訓練、研修の現状

(1) 市町における実施状況（消防本部に依頼しての実施分を含む）

市町で実施している訓練や研修内容は表4-3-1のとおりである。訓練では火災訓練、

水防訓練、放水訓練、地域性から山岳レスキュー訓練など、研修では救急救命講習、階級に応じた教養研修などが実施されている。また、消防学校で実施されている訓練・研修にも団員を参加させている。

(2) 消防学校における実施状況

消防団員の教育訓練として、消防学校では次のような教育課程を実施している。(平成19年度)

- ・ 団長課程(水火災等災害関係事例、指揮、消防行政など)
- ・ 副団長課程(同上)
- ・ 分団長・副分団長課程(消防制度、火災想定訓練(現場指揮)、防災、安全管理など)
- ・ 部長・班長課程(応用訓練(現場指揮)、救出救護、防災など)
- ・ ラッパ科
- ・ 指導員科(消防操法、水火災防ぎよ、安全管理など)
- ・ 女性消防団員課程(消火訓練、応急救命処置、防火指導など)

なお、消防学校においては被雇用者団員の増加傾向に対処するために、平成19年度から一部の研修において土曜日をいれた日程を設定したところである。

(3) (財)日本消防協会における実施状況

消防団員の研修として、日本消防協会では次のような事業を実施している。(平成19年度)

- ・ 国民保護研修
- ・ 消防団幹部特別研修(対象:副団長以上)
- ・ 消防団幹部候補中央特別研修
- ・ 指導員研修(各県の消防協会が日本消防協会から委託を受けて実施)

本県においては、いずれの研修にも団員が参加し、知識を深めているところである。

2. 消防団の訓練、研修における課題

消防団の訓練や研修における課題については次のような意見が市町からあっているが、各市町の訓練内容、頻度、訓練に要する時間が異なるため、本意見がすべての市町に共通するとは限らない。

○一回に行う訓練や研修の参加人員が多いため、一人あたりの指導に費やす時間が非常に限られており、技術や知識を各個人が十分に習得するまでに至らない。

○訓練の年次計画を定め事前周知を行うものの、訓練参加者の減少や地区によって訓練への参加率に差が生じており、消防力の向上・連携強化のためには多くの団員の参加が必要である。

○団員の研修機会を確保できない。

○県消防学校での教育訓練を受講させたいが、団員の仕事の関係で入校できない。

○訓練、研修の頻度が多い。

○大規模の訓練を行うと多額の経費を要する。

○国民保護に関する訓練・研修にも取り組む必要があるがその実施方法が明確でない。

○消防本部の管轄が異なるため、管轄別の訓練となっている。

○訓練が毎年同じ内容でありマンネリ化している。

○合併により組織が巨大化し、全管分団での訓練や研修が難しくなっている。

○市町村合併前の旧町単位の訓練にとどまっており、合同開催訓練への展開ができていない。

3. 消防団の訓練、研修への提言

消防団員の研修は、各市町のほか消防学校や日本消防協会でも実施しており、団員はこのような研修に積極的に参加するとともに、今後は、任務のための訓練や研修はもちろんのこと、社会人としての知識、教養を高める研修や講演会を開催して、団員の質の向上と団の魅力向上に寄与する。この場合、団員の出勤負担を軽減するために複数の行事を併せて実施することも検討する必要がある。

なお、市町から次のような提言があっている。

○各分団の幹部に対し、少人数体制で基礎から十分に技術や知識の習得を行わせ、その幹部団員が各分団において部下団員に指導するような体制を整えることで、団全体のレベルの向上を目指す。

○消防団員等公務災害補償等共済基金の研修セミナー等を取り入れ、幹部の安全管理対策等に係る知識の習得を図る。

○安全管理や事例研究について専門の講師を派遣する制度を設ける。

○防災や国民保護に関する内容等の新たな分野の研修会の企画、実施。

4-4 分団、団員の交流促進について

○検討理由

趣味の多様化に伴い、単発の行事では参加者が限られ、団員のコミュニケーションが図れない。

1. 分団、団員の交流の現状

市町においては、団員の交流促進のため視察研修やレクレーション大会などを実施している。

(表4-4-1 参照)

その効果は、次のような点を上げている。

○消防団活動に対する意識や士気の高揚

○団員同士や幹部団員との意思の疎通、融和

○災害発生時の良好な連携（チームワークの形成）

○団長の意思を団員まで伝えることができる。

○知識や意識の向上と見聞を広げることができる。

○団員間や分団間の情報の共有・連携が保たれ、結束力の向上や火災や災害現場での迅速な対応ができる。

○組織力の向上や団員加入促進。

2. 分団、団員交流の課題

分団や団員間の交流については、連携確保などの点から重要との認識はある一方、実施において次のような課題があっている。

○参加が強制的なものとして受け止められないか危惧される。

○財政難から予算が削減され、視察研修の対象者は一定の階級以上の者に限られるし、視察先についても限られた範囲とならざるをえない。

○参加者が限られてきている。

○全員が参加できるような事業計画は困難。

○市町村合併後の分団や団員交流が十分できていない。

3. 分団、団員交流に関する提言

分団や団員間の交流については前述したようにその効果は認められているところであり、引き続き実施すべきである。交流のやり方は、訓練や視察研修のような消防団活動の延長線上にあるものや団員の家族を含めたレクリエーションがあるが、どの手法を選択するかは、団（分団）の規模や地域の実情、交流対象者、交流の目的を考慮する必要がある。なお、団員が負担に思うような強制参加については十分注意する必要がある。

なお、実施にあたっては次のような意見があっている。

○市町村合併に伴い団が統合されていることを踏まえ、分団間の調整や交流を優先的に実施する。

○消防学校以外での県内消防団員の交流の場を設ける。

○防災に関わる他の組織への研修などこれまでにない新たな内容の研修への取組。

○交流の企画立案段階から若年層団員に参加を求め、若年層団員の参加意欲の向上と事業の新たな展開を図る。

○非常時に備え、全員参加型の交流事業開催の場合には、留守番部隊として最低限の消防活動ができる程度の団員を確保しておく。（地域住民からの信頼の確保）

4-5 若年層団員の意見の反映について

○検討理由

魅力ある消防団づくりには、团组织、運営のあり方を探るにあたり、次世代を担う若年層を対象とした消防団のあり方の意見を集約する必要がある。

1. 若年団員の意見把握の現状

若年層の状況については第2章の7に記述したとおりである。公式的に若年層の意見把握を実施している市町はないが、団員の中から消防団の仕事ではない地区行事などに協力を求められることを指摘する声もあっている。地域としては、組織がしっかりしている消防団を頼りにしている反面、各種行事への参画もしくは参加を要請されることが若年団員の勧誘等の阻害要因となっていることも考えられる。

市町によっては、分団長が団員から意見を受け、分団長会議で報告する体制を整えているところもある。

2. 若年団員の意見の事例

意見の事例として、前述の地域行事への参画もしくは参加の調整や年末特別警戒の時間短縮などがあっている。

3. 若年団員の意見の把握に関する提言

消防団員の確保の点から、組織のあり方や活動内容など若年団員からも意見を聴取する場や機会を設け、出された意見を協議・検討するシステムを整備し、次世代につながる消防団を目指すものとする。

4-6 消防団後援会の結成について

○検討理由

消防団の住民周知と協力体制を強化するため、消防団後援会を結成し、団員の確保や活動における支援・協力体制を整備し消防団活動をさらに活性化させる必要がある。

1. 消防団後援会の現状

消防団後援会の結成状況と活動内容は表4-6-1のとおりで、11市町において組織されている。

その主な活動内容は、活動のための資金援助、資機材の整備援助、団員の勧誘などであり、消防団活動の維持が図られている。

2. 消防団後援会への提言

消防団の後援会が組織されていることにより、団の装備の充実や地域との連携や住民の消防団活動への理解と協力が得られ、団活動の促進が図られることから、後援会が組織されていない消防団にあっては、消防団OBの力も借りて組織化を図り、消防団の活性化とともに地域の防災体制の確立、維持を目指すものとする。

4-7 資機材等の充実について

○検討理由

市町の財政状況が厳しい状況下であるが、資機材の整備が必要である。

1. 消防団経費について

消防団経費については、国において普通交付税措置されており、平成17年度の各市町の消防団経費の決算状況は表4-7-1のとおりである。

国の三位一体改革により、消防防災設備整備費補助金の対象であった消防団分(平成16年度、20.2億円)の補助金が平成18年度から一般財源化され、施設整備事業において補助金相当額が交付税措置されている。

標準団体(人口10万人規模)における非常備消防の交付税は、平成19年度90,682千円(18年度:88,314千円)となっており、特に、救急救助に要する資機材費は18年度(609千円)と比較して3,117千円拡充され、3,726千円となっている。19年度の交付税において拡充された資機材は、携帯用コンクリート破壊器具、チェーンソー、手動油圧カッター、可搬ウインチ、自動対外式除細動器である。

また、県においても、施設等の整備に対する補助制度を設けて、消防団の資機材の整備を図ってきたところである。

2. 資機材等の充実に関する提言

消防団の資機材等の整備については、前述したように、国においても交付税措置を拡充しており、市町にあっては、このようなことを踏まえて、具体的な整備計画を定めて、消防団の資機材の充実を図っていくべきである。

3. 消防団の資機材等の整備事例

(1) 松阪市消防団（出典：「消防防災第20号」、東京法令出版）

○事業名：消防団緊急伝達システムの構築

○事業：①消防団波の活用

目的：火災現場での消防団の出動車両及び団員の指揮統制を図る。

事業内容：消防団のみが使用できる消防団波の無線機を配備。

配備数 113基（団長から各分団まで配備）

※年度計画で第3級陸上無線技師を養成し、現場活動の指揮統制がとれる体制を確立。

②メールの活用

団員の緊急連絡、緊急呼び出し等については、消防団事務局が団幹部、分団幹部へ一斉メールを送信し、迅速に伝達できるシステムを構築。

4-8 常備消防との連携について

○検討理由

常備消防の広域化が検討されており、広域化後の常備消防との連携について検討しておく必要がある。

1. 消防団に対する常備消防の位置づけ

消防団の組織については、消防組織法第18条第2項において、「市町村の規則で定める。」となっており、また、同条第3項においては、「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。」規定されている。

現在、平成18年6月に改正された消防組織法に基づき、消防常備消防の広域化について関係機関において協議されているところであるが、非常備消防団については広域化の対象とはされてはいない。

2. 常備消防との連携について

常備消防と消防団の連携については、日頃からの訓練などをとおして確保されているところである。常備消防の広域化後の消防本部と消防団との連携の確保については、消防組織法第32条第1項の規定に基づき、平成18年7月12日の消防庁告示で示された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において具体的な方策として次のように示されている。

①常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から調整連絡担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整。

②平素からの各消防団合同または常備消防を含めた訓練等の実施

③構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

④常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

上記の方策については、常備消防の広域化後あるいは現在の消防本部管轄においてもあてはまるものであり、今後とも常備消防と消防団の連携を確保し、地域の防災に努めていくものである。

3. 常備消防との連携の事例

(1) 滋賀県草津市

○事業内容：消防団の詰め所にファックスを、消防車にカーナビゲーションシステムを配備

○目的：消防署と連携して迅速な消防活動を行う。

※消防団は消防署の要請により担当区域外の消火活動を行う場合もあり、地域に疎いことによる現場到着の遅れが生じないようにする。

○整備内容：団の詰め所（6箇所）にファックスを配備。

団の消防車両6台にカーナビゲーションシステムを配備。

長崎県における消防団あり方協議会設置要綱

(目的)

第1条 消防団による地域の防災力を維持するために、消防団の組織や運用のあり方、団員の確保等について検討・協議し、提言書をまとめることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は次のことを協議する。

- 一 消防団の組織や運用のあり方に関すること
- 二 消防団員の維持と確保策に関すること
- 三 消防団と地域との連携のあり方に関すること
- 四 上記以外の消防団活性化策に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次の者で構成する。

- 一 長崎県消防保安室長
- 二 県内各市町消防団担当課職員
- 三 財団法人長崎県消防協会会長及び副会長

2 協議会に会長を置く。

- 一 会長は長崎県消防保安室長の職にある者をあてる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める提言書の策定をもって終了する。

(職務)

第5条 会長は、協議会の事務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、長崎県消防保安室に置き、その事務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が定める。

付則

本要綱は、平成19年2月20日から施行する。

長崎県における消防団あり方協議会の構成員

団体名	担当部署名	備考
長崎県	消防保安室	会長（室長）
長崎市	消防局総務課	
佐世保市	消防局総務課	
島原市	消防団本部（災害対策課）	
諫早市	総務課	
大村市	安全対策課	
平戸市	消防本部総務課	
松浦市	総務課	
対馬市	消防本部総務課	
壱岐市	消防本部総務課	
五島市	消防本部総務課	
西海市	総務課	
雲仙市	市民課	
南島原市	総務課	
長与町	総務課	
時津町	総務課	
東彼杵町	総務課	
川棚町	総務課	
波佐見町	総務課	
小値賀町	総務課	
江迎町	総務課	
鹿町町	総務課	
佐々町	総務課	
新上五島町	総務課消防防災室	
財団法人長崎県消防協会		